

平成29年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費	うち地域振興部					
			1項 総務管理費	8目 私立学校振 興費	15目 総合事務所 費	2項		
						企画費	1目 企画総務費	
1	報 酬	550,245	130,208	42,594	768	41,826	42,736	
2	給 料	2,951,742	558,306				467,154	467,154
3	職 員 手 当 等	4,427,125	281,904				236,088	236,088
4	共 済 費	1,143,458	216,046	6,768		6,768	175,010	168,756
5	災 害 補 償 費	500						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金	20,389						
7	貸 金	33,606	3,833					
8	報 償 費	262,617	12,411	160	160		4,698	
9	旅 費	239,482	44,172	4,063	858	3,205	29,747	6,710
	費用弁償	28,034	6,702	378	338	40	5,340	300
	普通旅費	158,510	31,002	3,565	400	3,165	19,315	6,410
	特別旅費	52,938	6,468	120	120		5,092	
10	交 際 費	3,600						
11	需 用 費	531,870	57,440	31,012	273	30,739	17,876	4,054
12	役 務 費	548,656	45,326	12,404	200	12,204	17,568	4,555
13	委 託 料	5,290,706	1,636,603	72,262	832	71,430	1,512,274	
14	使用料及び賃借料	847,679	27,348	9,963	69	9,894	11,672	2,684
15	工 事 請 負 費	1,374,886	775,862	146,533		146,533	629,329	
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費	134,683	35,642	885	15	870	34,757	
19	負担金、補助及び交付金	8,166,863	5,580,451	3,193,379	3,189,278	4,101	1,588,807	270
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金	2,000						
23	償還金、利子及び割引料	170,200						
24	投 資 及 び 出 資 金							
25	積 立 金	134,793	2,242				2,242	
26	寄 付 金							
27	公 課 費	243						
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	26,835,343	9,407,794	3,520,023	3,192,453	327,570	4,769,958	890,271
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	2,353,218	1,140,597	887,640	887,640		35,469	600
	地 方 債	1,857,000	1,316,000	600,000	453,000	147,000	716,000	
	そ の 他	3,253,179	1,176,505	4,046	450	3,596	765,417	
	一 般 財 源	19,371,946	5,774,692	2,028,337	1,851,363	176,974	3,253,072	889,671

平成29年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

款 項 目 節		2款 総務費						
		うち地域振興部						
		2項 企画費			4項		5項	
		2目 計画調査費	3目 交通対策費	5目 スポーツ振興費	市町村振興費	1目 自治振興費	選挙費	1目 選挙管理委員会費
1	報 酬	9,353	2,194	31,189	2,295	2,295	5,326	5,326
2	給 料						7,596	7,596
3	職 員 手 当 等						3,818	3,818
4	共 済 費	1,065	355	4,834	362	362	3,099	3,099
5	災 害 補 償 費							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金							
7	貸 金							
8	報 償 費	2,895	216	1,587	661	661	222	222
9	旅 費	7,281	1,667	14,089	2,895	2,895	1,681	1,681
	費用弁償	1,232		3,808	16	16	639	639
	普通旅費	4,512	1,500	6,893	2,810	2,810	259	259
	特別旅費	1,537	167	3,388	69	69	783	783
10	交 際 費							
11	需 用 費	4,703	2,198	6,921	2,744	2,744	314	314
12	役 務 費	4,214	1,850	6,949	3,350	3,350	390	390
13	委 託 料	705,381	42,068	764,825	2,423	2,423	160	160
14	使用料及び賃借料	4,357	700	3,931	1,614	1,614	84	84
15	工 事 請 負 費	487,838		141,491				
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費	14,433		20,324				
19	負担金、補助及び交付金	765,471	522,818	300,248	796,217	796,217	2,033	2,033
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投資及び出資金							
25	積 立 金		2,242					
26	寄 付 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	2,006,991	576,308	1,296,388	812,561	812,561	24,723	24,723
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	18,249	13,375	3,245			274	274
	地 方 債	543,000		173,000				
	そ の 他	556,026	3,950	205,441	406,895	406,895	8	8
	一 般 財 源	889,716	558,983	914,702	405,666	405,666	24,441	24,441

平成29年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域振興部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費						地域振興部 計
		うち地域振興部						
		7項						
	統計調査費	1目 統計調査総務費	2目 基本統計費	3目 労働統計費	5目 経済統計費	6目 教育調査費		
1	報 酬	37,257	1,299	23,339	11,279	1,340	130,208	
2	給 料	83,556	83,556				558,306	
3	職 員 手 当 等	41,998	41,998				281,904	
4	共 済 費	30,807	30,337	236	79	155	216,046	
5	災 害 補 償 費							
6	恩 給 及 び 退 職 年 金							
7	賃 金	3,833	944	1,451	486	952	3,833	
8	報 償 費	6,670	1,028	4,726	768	148	12,411	
9	旅 費	5,786	2,934	1,695	284	815	58	
	費用弁償	329	134	92	96	7	6,702	
	普通旅費	5,053	2,409	1,590	188	808	58	
	特別旅費	404	391	13			6,468	
10	交 際 費							
11	需 用 費	5,494	2,887	1,586	412	509	100	
12	役 務 費	11,614	5,036	3,684	1,060	1,673	161	
13	委 託 料	49,484	10,068	36,237		3,012	167	
14	使用料及び賃借料	4,015	2,217	1,207	232	245	114	
15	工 事 請 負 費						775,862	
16	原 材 料 費							
17	公 有 財 産 購 入 費							
18	備 品 購 入 費						35,642	
19	負担金、補助及び交付金	15	15				5,580,451	
20	扶 助 費							
21	貸 付 金							
22	補償、補填及び賠償金							
23	償還金、利子及び割引料							
24	投 資 及 び 出 資 金							
25	積 立 金						2,242	
26	寄 付 金							
27	公 課 費							
28	繰 出 金							
	予 備 費							
	計	280,529	182,319	74,161	14,600	8,849	600	
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	217,214	119,015	74,155	14,598	8,846	600	
	地 方 債							
	そ の 他	139	128	6	2	3		
	一 般 財 源	63,176	63,176					
							9,407,794	
							1,140,597	
							1,316,000	
							1,176,505	
							5,774,692	

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
報酬	私立学校審議会委員	12 人
負担金、補助 及び交付金	私立高等学校等特別支援教育サポート事業補助金	4,292
	私立学校協会補助金	1,670
	私立学校経営相談事業補助金	530
	私立学校教職員退職金給付財源補助金	89,296
	日本私立学校振興・共済事業団補助金	15,113
	全国私立学校審議会連合会負担金	150
	私立高等学校教育振興補助金	1,614,123
	私立中学校教育振興補助金	163,371
	私立専修学校教育振興補助金	93,145
	hyper-QU実施補助金	1,342
	私立高等学校等就学支援金	610,197
	私立中学校就学支援金	44,618
	私立高等学校等就学支援金事務費交付金	6,433
	私立高等学校等生徒授業料等減免補助金	23,951
	私立中学校生徒授業料等減免補助金	866
	私立学校振興資金利子補助金	7,293
	フリースクール連携推進事業補助金	7,500
	鳥取県スーパーグローバルハイスクール事業費補助金	9,090
	私立学校アクティブラーニング推進事業費補助金	9,844
	私立学校スーパーサイエンスハイスクール事業補助金	3,380
私立学校JET-ALT配置支援事業補助金	10,788	
私立学校大規模修繕等促進事業補助金	17,349	
私立高等学校等改築事業補助金	453,542	
私立学校手話教育推進事業補助金	1,395	
15 目 総合事務所費		
報酬	非常勤職員	17 人
	警備員	2 人
	電気技師	1 人
	機械技師	1 人
負担金、補助 及び交付金	中部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	10
	西部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	91
	中部圏域みんなで地方創生事業補助金	2,000
	西部圏域みんなで地方創生事業補助金	2,000
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
給料	一般職員	121 人
	定数外職員	2 人
負担金、補助 及び交付金	北方領土返還要求運動鳥取県民会議運営費補助金	270

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
2 目 計画調査費		
報酬	非常勤職員	3 人
	非常勤職員 (監視員)	2 人
	鳥取県環境学術研究等振興事業評価委員会委員	15 人
	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員	6 人
	鳥取県文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員	4 人
	鳥取県美術展覧会運営委員	18 人
	鳥取県美術展覧会運営事業企画選定委員	2 人
	鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員	9 人
	鳥取県文化芸術振興審議会委員	10 人
	鳥取県文化芸術事業評価委員	15 人
	鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員	5 人
	倉吉未来中心音響設備改修事業者選定委員会	4 人
	負担金、補助 及び交付金	鳥取県環境学術研究等振興事業費補助金
乾燥地研究情報発信事業補助金		380
とっとり乾地研倶楽部会費		10
鳥取看護大学、鳥取短期大学と地域の発展を推進する会会費		10
公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金		521,085
新生公立鳥取環境大学運営協議会負担金		409
ものづくり道場支援事業補助金		1,078
大学連携強化による地域の元気づくり活動支援事業補助金		900
工芸・アート村事業補助金		8,000
アートによる地域活性化促進事業補助金		3,498
市町村連携型地域活性化拠点事業補助金		4,500
ホスピテイルプロジェクト実行委員会補助金		1,500
鳥の劇場運営委員会補助金		35,470
アートピアとっとり地域モデル創成事業補助金		15,000
鳥取県総合芸術文化祭開催事業補助金		42,062
鳥取県総合芸術文化祭実行委員会事務局運営費補助金		30,445
鳥取県文化団体連合会活動支援補助金		20,536
青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金		2,718
芸術・文化に親しみやすい環境整備支援事業補助金		800
学校における芸術文化事業 (芸術鑑賞教室等) 補助金		10,000
鳥取県アートスタート活動支援事業補助金		1,600
鳥取県魅力ある展示支援事業補助金		1,600
鳥取県収蔵品等調査・活用支援事業補助金		700
鳥取県文化芸術活動支援補助金		8,200
地域の伝統芸能魅力発見・発信事業補助金		500
鳥取県文化団体連合会国際交流支援事業補助金		2,643
とっとりの文化芸術探訪事業補助金		2,600
(財) 地域創造負担金		2,362
エンジン01負担金		30

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
2 目 計画調査費		
負担金、補助及び交付金	岡野貞一生誕140周年記念事業補助金	835
3 目 交通対策費		
報酬	非常勤職員	1 人
負担金、補助及び交付金	運輸事業振興助成補助金	10,454
	生活交通路線維持費補助金	244,574
	広域バス路線維持費補助金	36,201
	生活交通体系構築支援補助金	198,721
	公共交通空白地有償運送導入・運行支援補助金	5,965
	自家用有償旅客運送路線試験運行事業費補助金	1,000
	全国鉄道整備促進協議会負担金	50
	山陰本線福知山線複線電化促進期成同盟会負担金	40
	因美線・津山線近代化促進期成同盟会負担金	80
	第三セクター鉄道等府県協議会負担金	40
	若桜線維持存続支援事業費補助金	21,397
	若桜鉄道利用促進実行委員会負担金	251
	智頭線利用促進協議会負担金	40
	山陰海岸ジオパーク内鉄道支援事業補助金	500
	米子駅バリアフリー化支援事業補助金	877
	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会負担金	1,500
若桜鉄道新デザイン車両導入経費支援事業補助金	378	
公共交通利用促進キャンペーン補助金	750	
積立金	智頭鉄道運営助成基金積立金	2,242
5 目 スポーツ振興費		
報酬	非常勤職員	3 人
	スポーツ指導員	6 人
	指定管理施設運営評価委員会	21 人
	鳥取県スポーツ審議会委員	11 人
	2020東京オリンピック・パラリンピック開催事業検討委員会	13 人
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業審査会委員	3 人
負担金、補助及び交付金	ジュニア期一貫指導体制推進事業補助金	282
	世界で活躍するスポーツ選手支援事業補助金	36,724
	集まれ! トップアスリート合宿誘致プロジェクト事業補助金	11,274
	「関西ワールドマスタースゲームズ2021」関西WMC組織委員会負担金	7,056
	「関西ワールドマスタースゲームズ2021」鳥取県実行委員会負担金	6,330
	競技力向上のための指導者の確保事業補助金	21,333
	(公財) 鳥取県体育協会運営費補助金	112,138
	倉吉自転車競技場管理運営費補助金	6,875
	関西マスタースポーツフェスティバル開催府県市負担金	42
	スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金	26,782
	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会開催事業費補助金	2,276
	鳥取県スポーツ推進委員協議会補助金	190
	鳥取県東京オリパラキャンプ誘致推進委員会負担金	5,960
	鳥取市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金	1,450

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
2 項 企画費		
5 目 計画調査費		
	グラウンド・ゴルフ国際大会開催事業負担金	2,000
	グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金	5,000
	グラウンド・ゴルフの魅力情報発信支援事業補助金	1,400
	レーザー級世界選手権大会実行委員会負担金	6,441
	鳥取県障がい者スポーツ国際交流事業費補助金	295
	鳥取方式の芝生化促進事業 (保育所・幼稚園の園庭芝生化事業) 補助金	6,000
	鳥取方式の芝生化促進事業 (小学校校庭芝生化モデル事業) 補助金	7,700
	鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク補助金	978
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業補助金	500
	(一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金	31,222
4 項 市町村振興費		
1 目 自治振興費		
報酬	非常勤職員	1 人
	個人情報保護審議会委員	5 人
負担金、補助 及び交付金	鳥取県市町村合併支援交付金	39,671
	鳥取県市町村創生交付金	270,000
	鳥取県市町村振興協会交付金	406,000
	鳥取県権限移譲交付金	80,505
	鳥取県日野郡連携会議負担金	41
5 項 選挙費		
1 目 選挙管理委員会費		
報酬	非常勤職員	1 人
	委員	4 人
給料	一般職員	2 人
負担金、補助 及び交付金	都道府県選挙管理委員会連合会負担金	240
	都道府県選挙管理委員会連合会中国支会負担金	14
	在外選挙人名簿登録事務交付金	79
	公益財団法人明るい選挙推進協会負担金	400
	実践的主権者教育支援事業補助金	1,300
7 項 統計調査費		
1 目 統計調査総務費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	6 人
	鳥取県人口移動調査システム再構築審査委員会	2 人
給料	一般職員	22 人
負担金、補助 及び交付金	都道府県統計連絡協議会分担金	15
2 目 基本統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	208 人
3 目 労働統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	80 人
5 目 経済統計費		
報酬	非常勤職員 (統計調査員)	3 人

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

当初

款	項	事業名	全体計画										当該年度末 までの支出 予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総 額に対する 進捗率	
			年度	年割額	左の財源内訳						前年度末 までの支出 額	前年度末 までの支出 額(見込)				当該年度支 出予定額
					国庫支出金	地方債	特定財源	その他	一般財源	千円						
2総務費	1 総務管理費	中部総合事務所防災 対策機能強化整備事 業費	28	400,025	千円	400,000	25	千円	144,991	千円	400,025	千円	77.3			
			29	117,637	117,000	637	117,637	117,637	117,637	22.7						
			計	517,662	517,000	662	517,662	517,662	517,662	100.0						
2総務費	2 企画費	倉吉未来中心大・小 水一丸整備事業費	28	14,474	14,474	14,474	14,474	14,474	3.1							
			29	185,060	149,000	36,060	185,060	185,060	39.2							
			30	272,455	169,000	103,455	272,455	272,455	57.7							
計	471,989	318,000	153,989	471,989	471,989	199,534	100.0									
2総務費	2 企画費	湖山艇庫整備事業費	28	95,119	70,000	25,119	95,119	80.9								
			29	22,425	21,000	1,425	22,425	22,425	19.1							
			計	117,544	91,000	26,544	117,544	117,544	100.0							

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳					
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一 般 財 源 千円		
平成29年度 地域バス交通等体系整備支援事業補助	370,000			平成30年度	370,000					370,000	
平成29年度 若桜線維持存続事業補助	2,970			平成30年度から 平成40年度まで	2,970						2,970
平成29年度 私立学校振興資金利子補助 (米子北斗中学校・米子北斗高等学校)	663			平成30年度から 平成39年度まで	663						663
平成29年度 人口移動システム保守委託	2,205			平成30年度から 平成34年度まで	2,205						2,205
平成29年度 湖山艇庫機械警備業務委託	674			平成30年度から 平成31年度まで	674						674
平成29年度 鳥取産業体育館エレベーター保守点検業務委託	1,313			平成30年度	1,313						1,313

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源	
									千円	千円
平成21年度 鳥取県市町村合併支援交付金	321,417	平成22年度から 平成28年度まで	149,366	平成29年度から 平成30年度まで	42,676					42,676
平成21年度 米子駅バリアフリー化支援事業補助	8,772	平成22年度から 平成28年度まで	7,018	平成29年度から 平成30年度まで	1,754					1,754
平成28年度 若桜線維持存続事業補助	3,043			平成29年度から 平成39年度まで	3,043					3,043
平成24年度 私立学校振興資金利子補助	11,406	平成25年度から 平成28年度まで	1,940	平成29年度から 平成34年度まで	1,716					1,716
平成25年度 私立学校振興資金利子補助	46,554	平成26年度から 平成28年度まで	17,240	平成29年度から 平成35年度まで	22,806					22,806
平成28年度 私立学校施設整備費補助 (鳥取敬愛高等学校)	220,679			平成29年度から 平成30年度まで	220,679		165,000			55,679
平成28年度 私立学校施設整備費補助 (鳥取城北高等学校)	257,471			平成29年度から 平成30年度まで	257,471		193,000			64,471
平成28年度 私立学校振興資金利子補助	18,877			平成29年度から 平成38年度まで	18,877					18,877
平成28年度 私立学校災害復旧費利子補助 (倉吉北高等学校)	136			平成29年度から 平成38年度まで	136					136

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
平成28年度 私立学校災害復旧費利子補助 (湯梨浜学園中学校・湯梨浜高等学校)	196			平成29年度から 平成38年度まで	196					196
平成28年度 私立学校災害復旧費利子補助 (鳥取短期大学・鳥取看護大学)	269			平成29年度から 平成38年度まで	269					269
平成28年度 私立学校災害復旧費利子補助 (鳥取県自動車学校)	535			平成29年度から 平成38年度まで	535					535
平成28年度 私立学校災害復旧費利子補助 (鳥取県倉吉自動車学校)	57			平成33年度から 平成35年度まで	57					57
平成25年度 鳥取県立県民文化会館管理委託	1,212,200	平成26年度から 平成28年度まで	725,413	平成29年度から 平成30年度まで	483,858					483,858
平成25年度 鳥取県立倉吉未来中心管理委託	488,145	平成26年度から 平成28年度まで	292,887	平成29年度から 平成30年度まで	195,258					195,258
平成25年度 鳥取県立児童謡館管理委託	373,450	平成26年度から 平成28年度まで	224,070	平成29年度から 平成30年度まで	149,380					149,380
平成25年度 鳥取県立米子コンベンションセンター管理委託	660,862	平成26年度から 平成28年度まで	393,340	平成29年度から 平成30年度まで	267,397					267,397
平成25年度 鳥取県立武道館管理委託	325,032	平成26年度から 平成28年度まで	196,278	平成29年度から 平成30年度まで	128,754					128,754

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	一 般 財 源			
						国庫支出金	地方債	その他		
平成25年度 鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥 取県営鳥取屋内プール管理委託	308,575	平成26年度から 平成28年度まで	183,659	平成29年度から 平成30年度まで	124,916				千円	124,916
平成25年度 鳥取県立米子産業体育館管理委 託	146,060	平成26年度から 平成28年度まで	87,780	平成29年度から 平成30年度まで	58,280				千円	58,280
平成25年度 鳥取県立倉吉体育文化会館管理 委託	216,000	平成26年度から 平成28年度まで	129,600	平成29年度から 平成30年度まで	86,400				千円	86,400
平成25年度 鳥取県営ライフル射撃場管理委 託	4,915	平成26年度から 平成28年度まで	2,949	平成29年度から 平成30年度まで	1,966				千円	1,966
平成28年度 鳥取県立米子産業体育館管理委 託	2,552			平成29年度から 平成30年度まで	2,552				千円	2,552
平成28年度 鳥取県立倉吉体育文化会館管理 委託	1,302			平成29年度から 平成30年度まで	1,302				千円	1,302
平成28年度 鳥取県営東山水泳場指定管理料	280,160			平成29年度から 平成33年度まで	280,160				千円	280,160
平成27年度 中部総合事務所警備業務委託	19,869	平成28年度	6,480	平成29年度から 平成30年度まで	12,960				千円	12,960

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成27年度 中部総合事務所消防設備保守点 検業務委託	738	平成28年度	216	平成29年度から 平成30年度まで	432				432
平成28年度 中部総合事務所清掃業務委託	24,955			平成29年度から 平成30年度まで	24,955				24,955
平成28年度 中部総合事務所機械警備業務委 託	2,370			平成29年度から 平成31年度まで	2,370				2,370
平成28年度 中部総合事務所建築物環境衛生 管理業務委託	2,586			平成29年度から 平成31年度まで	2,586				2,586
平成27年度 西部総合事務所警備業務委託	19,869	平成28年度	6,623	平成29年度から 平成30年度まで	13,246				13,246
平成27年度 西部総合事務所電話交換機等保 守点検業務委託	2,808	平成28年度	936	平成29年度から 平成30年度まで	1,872				1,872
平成27年度 西部総合事務所冷暖房監視・制 御設備保守点検業務委託	4,083	平成28年度	1,361	平成29年度から 平成30年度まで	2,722				2,722
平成27年度 西部総合事務所消防設備保守点 検業務委託	1,122	平成28年度	374	平成29年度から 平成30年度まで	748				748

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	限 度 額 千円	前年度末までの支出(見込)額 千円		当該年度以降の支出予定額 千円		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一 般 財 源 千円
平成28年度 西部総合事務所清掃業務委託	30,237			平成29年度から 平成31年度まで	30,237				30,237
平成28年度 西部総合事務所冷暖房熱源機器 設備保守点検業務委託	12,507			平成29年度から 平成31年度まで	12,507				12,507
平成28年度 西部総合事務所機械警備業務委 託	738			平成29年度から 平成31年度まで	738				738
平成28年度 西部総合事務所非常用自家発電 設備点検業務委託	972			平成29年度から 平成31年度まで	972				972
平成27年度 日野振興センター電話交換機等 保守点検業務委託	1,362	平成28年度	454	平成29年度から 平成30年度まで	908				908
平成27年度 日野振興センター建築物環境衛 生管理業務委託	1,461	平成28年度	483	平成29年度から 平成30年度まで	965				965

条例名等	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>申請等の際に提出する書類の削減等により県民の利便の向上を図るため、個人番号を利用することができる事務及び本人確認情報の利用をすることができる事務を拡大する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正</p> <p>ア 個人番号を利用することができる事務に、次の事務を追加する。</p> <p>(ア) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務</p> <p>(イ) 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務</p> <p>イ 知事は、ア(ア)の事務の処理に必要な限度で児童扶養手当に関係する特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができることとする。</p> <p>ウ 知事は、教育委員会からア(イ)の事務を処理するために必要な障がい者に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。</p> <p>エ 知事は、公安委員会、企業局又は病院局から児童手当の支給に関する事務を処理するために必要な地方税に関する特定個人情報等の提供を求められたときは、これを提供することができることとする。</p> <p>(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正</p> <p>ア 本人確認情報の利用をすることができる事務に、(1)ア(ア)の事務など次に掲げる4事務を追加する。</p> <p>(ア) 生活保護法による保護に準じて行う外国人に対する措置に関する事務</p> <p>(イ) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例による心身障害者扶養共済制度の実施に関する事務</p> <p>(ウ) 知的障害者福祉法にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務</p> <p>(エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務</p> <p>イ 知事は、教育委員会から(1)ア(イ)の事務など次に掲げる3事務の処理に関し本人確認情報の提供を求められたときは、これを提供するものとする。</p> <p>(ア) 県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務</p> <p>(イ) 鳥取県立高等学校授業料等徴収条例による授業料の徴収に関する事務</p> <p>(ウ) 鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務</p> <p>(3) 施行期日は、規則で定める日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。</p>

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第3条関係)		別表第1(第3条関係)	
略		略	
3 知事	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの	3 知事	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に対する療育手帳の交付に関する事務であって、規則で定めるもの
4 知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって、規則で定めるもの		
5	略	4	略
6 教育委員会	鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの	5 教育委員会	鳥取県立高等学校授業料等徴収条例(昭和63年鳥取県条例第4号)による授業料の徴収に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの
7 教育委員会	鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務であって、教育委員会規則で定めるもの		
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
略		略	
知事	別表第1の2の項に掲げる事務	知事	別表第1の2の項に掲げる事務
知事	別表第1の4の項に掲げる事務	知事	別表第1の4の項に掲げる事務
教育委員会	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務	教育委員会	別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務
略		略	
別表第3(第4条関係)		別表第3(第4条関係)	
知事	教育委員会	知事	教育委員会
	別表第1の5の項又は6の項に掲げる事務		別表第1の4の項又は5の項に掲げる事務
	法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報		法別表第2の113の項第4欄に掲げる情報
知事	教育	知事	教育
	別表第1の7の項		別表第1の7の項
	法別表第2の106		法別表第2の106

	委員会	に掲げる事務	の項第4欄に掲げる情報				
知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報	知事	教育委員会	法別表第2の第2欄に掲げる事務	法別表第2の第4欄に掲げる情報
知事	公安委員会、企業局又は病院局	法別表第2の74の項第2欄に掲げる事務	法別表第2の74の項第4欄に掲げる情報				
略				略			

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。)別表第1の1の項から4の項までに掲げる事務</u></p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(18) 略</p>
<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、次の各号に掲げる執行機関とし、<u>同項第2号に規定する条例で定める事務は、当該各号に掲げる執行機関の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。</u></p> <p><u>(1) 監査委員 地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるもの</u></p> <p><u>(2) 教育委員会 個人番号条例別表第1の5の項から7の項までに掲げる事務</u></p>	<p>(本人確認情報を提供する執行機関及び事務)</p> <p>第3条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める執行機関は、<u>監査委員とし、同号に規定する条例で定める事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)による同法第242条第1項の請求に関する事務であって規則で定めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

1 平成29年6月まで

県窓口において、①の本人確認書類の提示と②の添付書類の提出を行っていただく必要があり、添付書類が揃わない限り、申請手続は進まない。

- ① 本人確認書類（住所、氏名、生年月日、性別を証明する書類）の提示
〔例：免許証、パスポート、保険証、社員証、学生証〕
- ② 添付書類の提出
 - ア 社会保障・税に関する証明書類
〔例：所得証明書、保険証の写し、児童（扶養）手当の給付証明・決定書、福祉関係諸手当・支援金の給付証明・決定書、失業手当の受給証明・決定書〕
 - イ 住民票の写し

2 平成29年7月から（マイナンバー条例）

県窓口において、

- ②のマイナンバーカードの提示があれば、①の本人確認書類の提示と③の添付書類の提出が不要
 - ①の本人確認書類と②のマイナンバーの提示があれば、③の添付書類の提出が不要
- となるなど、県民の利便性が向上する。

- ① 本人確認書類（住所、氏名、生年月日、性別を証明する書類）の提示
〔例：免許証、パスポート、保険証、社員証、学生証〕
- ② マイナンバーの提示
- ③ 添付書類の提出（提出不要）
 - ~~ア 社会保障・税に関する証明書類
〔例：所得証明書、保険証の写し、児童（扶養）手当の給付証明・決定書、福祉関係諸手当・支援金の給付証明・決定書、失業手当の受給証明・決定書〕~~
 - ~~イ 住民票の写し~~

マイナンバーカードは、①も兼ねる

県のマイナンバー独自利用事務

- ・ 外国人に対する生活保護の措置
- ・ 県心身障害者扶養共済制度の実施
- ・ 知的障がい者療育手帳の交付
- ・ 母子父子寡婦福祉法による給付金の支給
- ・ 県立学校への就学に要する費用の援助
- ・ 県立高等学校の授業料の徴収
- ・ 県育英奨学資金の貸与

今回の住基条例の改正（平成29年7月施行予定）

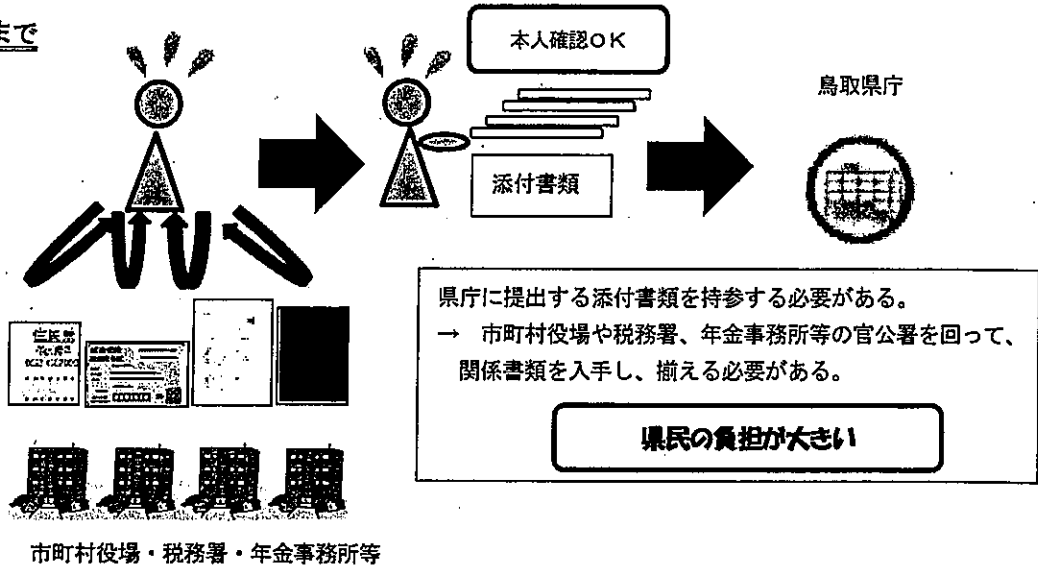
②のマイナンバーの提示がなくても、①の本人確認書類の提示さえ行っていたら、県で住基ネット(※)を検索・照合し、③の添付書類の提出を不要とすることができる。

※マイナンバーの突合ができるのは住基ネットのみ。

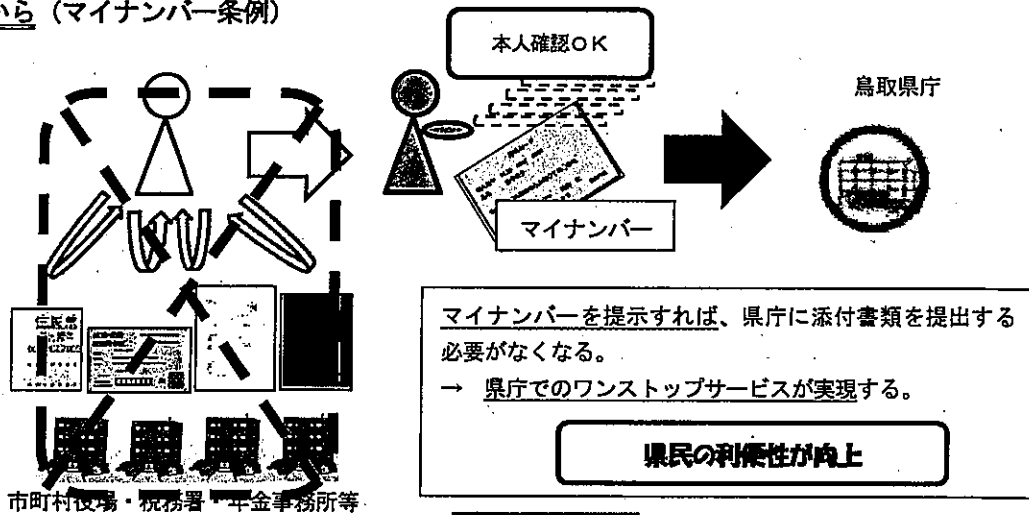
- ① 本人確認書類（住所、氏名、生年月日、性別を証明する書類）の提示
〔例：免許証、パスポート、保険証、社員証、学生証〕
- ② ~~マイナンバーの提示（省略可能）~~
- ③ ~~添付書類の提出（提出不要）~~
 - ~~ア 社会保障・税に関する証明書類
〔例：所得証明書、保険証の写し、児童（扶養）手当の給付証明・決定書、福祉関係諸手当・支援金の給付証明・決定書、失業手当の受給証明・決定書〕~~
 - ~~イ 住民票の写し~~

⇒ 上記の手続を可能とし、県民の利便性をさらに向上させるため、住民基本台帳法施行条例の一部を改正するものである。

※H29. 6まで



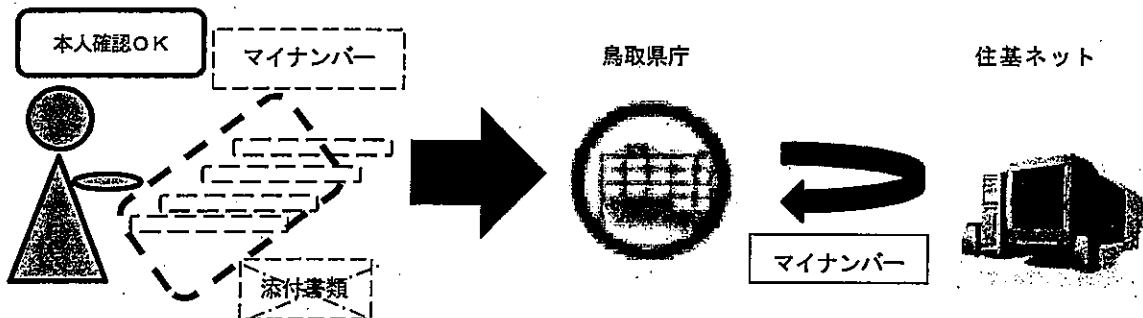
※H29. 7から (マイナンバー条例)



今回の住基条例の改正

※H29. 7から

住民基本台帳法施行条例



マイナンバーの提示がなくても、県庁に添付書類を提出する必要がなくなる。

県民の利便性がさらに向上!

<p>条例名等</p>	<p>新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について</p>
<p>提出理由及び概要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>地方独立行政法人法の一部改正（平成28年5月20日公布、平成29年4月1日施行）に伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の関係条文に所要の改正を行うもの。</p> <p>2 概要</p> <p>新生公立鳥取環境大学運営協議会規約では、第4条で協議会が担任する事務を定めている。地方独立行政法人法の一部改正にあわせ、関係する法の条文を追加する。</p> <p>＜法の主な改正内容＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資の認可に関すること ・長期借入金及び債券発行の特例に関すること ・長期借入金及び債券の償還計画に関すること ・大学附属の学校に関すること <p>○権限の行使に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第77条の3を追加（出資の認可関係） ・第79条の3第1項、第2項及び第5項を追加（長期借入金及び債券発行の特例関係） ・第79条の4を追加（長期借入金及び債券の償還計画関係） <p>○法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務の追加</p>

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を改正する規約

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約（平成23年12月27日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、<u>第77条の3、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</u></p> <p>イ～カ 略</p> <p><u>キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(担任する事務)</p> <p>第4条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 法第14条第1項及び第2項、第17条第1項から第3項まで、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項及び第3項ただし書、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第72条第1項、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務</p> <p>イ～カ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について

地域振興部教育・学術振興課

地方独立行政法人法の一部改正により、「設立団体の長」に係る以下の規定①～④が追加されたことに伴い、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約を変更し、協議会が担任する事務（規約第4条）に新たな事務を追加する。

- ①出資の認可に関する規定（法第77条の3）
- ②大学附属の学校に関する規定（法第77条の2）
- ③長期借入金及び債券発行の特例に関する規定（法第79条の3第1項、第2項及び第5項）
- ④償還計画に関する規定（法第79条の4）

地方独立行政法人法改正の概要	地方独立行政法人法の改正条文	運営協議会規約の変更内容
<p>①出資の認可に関する規定 公立大学法人は、その業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、<u>設立団体の長の認可を受けなければならないこととしたこと。</u></p>	<p>(出資の認可) 第七十七条の三 <u>公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務のうち出資に関するものを行おうとするときは、設立団体の長の認可を受けなければならない。</u></p>	<p>第4条第1項(1)ア 権限の行使に関する事務に追加</p>
<p>②大学附属の学校に関する規定 <u>設立団体の長は、公立大学法人が設置する学校に係る事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとしたこと。</u></p>	<p>(大学附属の学校) 第七十七条の二 2 <u>設立団体の長は、前項の規定により公立大学法人が設置する学校に係るこの法律、他の法令又は設立団体の条例若しくは規則の規定に基づく事務を行うに当たり、必要と認めるときは、当該設立団体の教育委員会に対し、当該学校における学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。</u></p>	<p>第4条第1項(1)に「キ 法第77条の2に規定する大学附属の学校の設置に関する事務」を新設</p>
<p>③長期借入金及び債券発行の特例に関する規定 公立大学法人は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、<u>設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券を発行することができることとしたこと。</u></p>	<p>(長期借入金及び債券発行の特例) 第七十九条の三 <u>公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は当該公立大学法人の名称を冠する債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。</u> 2 前項に規定するもののほか、<u>公立大学法人は、第四十一条第五項本文の規定にかかわらず、前項の規定による設立団体以外の者から長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行することができる。ただし、その償還期間が政令で定める期間のものに限る。</u> 5 <u>公立大学法人は、設立団体の長の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。</u></p>	<p>第4条第1項(1)ア 権限の行使に関する事務に追加</p>
<p>④償還計画に関する規定 設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、<u>設立団体の長の認可を受けなければならないこととしたこと。</u></p>	<p>(償還計画) 第七十九条の四 前条第一項又は第二項の規定により、設立団体以外の者から長期借入金をし、又は債券を発行する公立大学法人は、<u>毎事業年度、設立団体以外の者からの長期借入金及び債券の償還計画を立てて、設立団体の長の認可を受けなければならない。</u></p>	<p>第4条第1項(1)ア 権限の行使に関する事務に追加</p>

区分	<p>議会の委任による専決処分の報告について (17) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成29年1月31日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、平成29年1月31日専決処分したので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方</p> <p>甲 米子市流通町25番地11 株式会社リョーキ米子営業所 所長 藤原 英美</p> <p>乙 米子市夜見町2851番地2 株式会社リョーキ夜見営業所 所長 松本 紘幸</p> <p>丙 東京都港区芝三丁目22番8号 オリックス自動車株式会社 代表取締役 亀井 克信</p> <p>(2) 和解の要旨 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金285,120円を甲に、366,865円を乙に、206,800円を丙に、それぞれ支払うものとする。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日 平成28年11月6日 午後2時50分頃</p> <p>イ 事故発生場所 日野郡日野町貝原地内</p> <p>ウ 事故の状況 鳥取県西部総合事務所日野振興センター所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている小型乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、道路左側の側溝に脱輪したはずみで、和解の相手方甲が設置するフェンスに接触し、同フェンスを破損させたものである。 また、同フェンスに接触したはずみで、当該小型乗用自動車が、和解の相手方乙所有の小型貨物自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p><参考></p> <p>・損害賠償額 物損被害損害賠償金651,985円 うち、保険支払額621,985円、県費支出額30,000円（免責額3万円） 公用車リース契約解約金206,800円 うち、県実質負担額206,800円</p>